

## 川島第一・第二地区県営土地改良事業（ため池等整備事業（危険ため池））における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

### 1 事業費及び事業費の負担区分の予定

事業費	440,488 千円（工事雑費、事務費含む）
国庫負担額	230,731 千円（負担割合 55%）
県負担額	167,806 千円（負担割合 35%）
市町村負担額	41,951 千円（負担割合 10%）
地元負担額	0 千円（負担割合 0%）

### 2 土地改良法第 91 条第 1 項の規定による分担金の支払方法

本事業については、宮崎県が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する資格を有する者に対して、宮崎県土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和 31 年宮崎県条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づく分担金（地元負担額）は求めない。

### 3 地元負担の予定基準

2 に同じ。

### 4 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、県営土地改良事業特別徴収金徴収条例（昭和 48 年宮崎県条例第 27 号）の定めるところにより特別徴収金を徴収されることがある。